

『手話学研究』日本語校閲内規	
第1条	本内規は「編集委員会内規」に基づき、『手話学研究』編集の日本語校閲業務に関する事項を別に定める。
第2条	投稿者が日本語校閲を希望する場合、編集委員会は原則1週間以内に投稿者に日本語校閲者の斡旋をおこなう。
第3条	日本語校閲者は下記の事項に従い、投稿者の論文を書記日本語で記述することの支援をおこなう。 (1) 校閲者は原則1ヶ月以内に投稿者とのコミュニケーションをおこないながら校閲作業を実施する。 (2) 校閲者は投稿者の考えを正しい日本語で記述することのみに注意を払って校閲をおこない、論文の内容、あるいは、理論修正の指導をしてはならない。 (3) 校閲者は原則として、論文の当該論文の査読者、および、編集担当者を兼ねることはできない。
第4条	本内規の変更は編集委員会および理事会の議を経なければならない。
	本内規は2010年3月31日より施行する。
	本内規は2019年7月1日より改正施行する。